

【改訂】

感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等について改訂しました。

2 文科初第 1769 号  
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤 原 誠

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、令和 2 年 6 月 5 日に発出した、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン等においてお伝えしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところ、この度、本ガイドラインを別添 1 のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

これらのことを、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、国立大学法人の長におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省事務次官におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体に関すること  
初等中等教育局 初等中等教育企画課（内4678）
- 保健管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918, 2976）
- 学習指導に関すること  
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- ICTの活用に関すること  
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課（内2085）
- 心身の状況の把握、心のケア及び児童虐待対応に関すること  
初等中等教育局 児童生徒課（内2905）
- 学校図書館に関すること  
総合教育政策局 地域学習推進課（内3717）
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 部活動に関すること  
スポーツ庁 政策課（内3777）  
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）
- 学校安全に関すること  
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課（内2966）
- 子供の居場所確保に係る財産処分手続に関すること  
大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内2464）
- 指導体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課（内2587）
  - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
  - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 教職員の勤務、非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課（内2588）
  - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
  - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 障害のある児童生徒等に関すること  
初等中等教育局 特別支援教育課（内3193）
- 幼稚園に関すること  
初等中等教育局 幼児教育課（内3136）
- 専修学校に関すること  
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）
- 私立学校に関すること  
高等教育局私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること  
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること  
高等教育局 大学振興課（内3370）

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン  
主な改訂内容について

- 初版策定時（令和2年6月5日）における時限的な記載を恒久的な記載に修正
- 「3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応」において、感染の不安を理由に登校しないケースを「出席停止・忌引き等の日数」として扱いうる範囲をより明確に記載
  - 「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能
- 「4 臨時休業の実施の考え方」において、以下の点を明記
  - 児童生徒等・教職員の感染が確認された際にも直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえた上で、設置者が判断
  - 地域一斉の臨時休業は、子供の健やかな学びの保障等の観点からも避けるべき
  - 地域の社会経済活動全体の停止・制限に合わせて学校の臨時休業を検討する場合でも、時差登校や分散登校、オンライン学習等を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべき
- 「5 学習指導等」において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導に係る記載を充実すると共に、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日2文科初第1733号初等中等教育局長通知）を参照するよう追記
- これまでに発出された関連通知（授業目的公衆送信補償金制度、教職員のメンタルヘルス対策、学校再開後の児童生徒等の心のケア等）の内容を追記